

宍粟市 文化財保存活用地域計画



令和7年12月
宍粟市

宍粟市文化財保存活用地域計画

令和7年12月

宍粟市

ごあいさつ

宍粟市は、平成 17 年（2005）4 月 1 日に、旧宍粟郡の山崎町・一宮町・波賀町・千種町の 4 町が合併して誕生しました。1,000m 級の山々と豊かな森林、揖保川・千種川水系の清流に育まれた地域の特性を活かし、「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」を将来像に、「森林から創まる地域創生」をまちづくりのテーマとして掲げ、「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちづくりを進めています。



市名の由来は、奈良時代の『播磨国風土記』に記された「宍禾郡しきわのごおり」により、古代から西播磨の経済・産業・文化の拠点、内陸交通の要衝として歴史的に重要な位置を占めてきました。市内には、御形神社本殿（国指定）をはじめとする歴史的建造物や美術工芸品、民俗芸能、遺跡、天然記念物等、数多くの貴重な文化財が残されています。

一方で、本市においても人口減少・少子高齢化が進行しており、地域経済や住民生活に大きな影響を与えています。また、激甚化・頻発化する自然災害への備えも、地域にとって重要な課題となっています。このことは、文化財の管理者不在による滅失や散逸のリスク増加、祭礼や伝統芸能等の担い手不足に繋がり、文化財の保護と継承が危ぶまれる事態をもたらしています。

こうした中で、文化財や歴史文化を、地域コミュニティの絆としてだけでなく、観光振興や地域活性化等の重要な役割を担う資源と位置づけ、地域社会総がかりでその保存・活用を図り、後世へつないでいくことが私たちに課せられた責務と言えます。

この度、策定しました宍粟市文化財保存活用地域計画は、『豊かな自然に育まれた「しろう」の歴史が人々をつなぎ 文化財の継承を通じた地域への愛着と誇りにあふれるまち』を将来像とし、その実現に向けて文化財の保存・活用についての具体的な取組を推進することとしています。市民、関係者の皆さまには、本計画へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました宍粟市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の皆さまをはじめ、宍粟市文化財審議委員、自治会アンケートやワークショップ等にご協力いただきました多くの市民、関係者の方々に心よりお礼を申し上げます。

令和 8 年（2026）3 月

宍粟市長 福元 晶三

宍粟市文化財保存活用地域計画

目 次

序章 計画の作成にあたって.....	1
1. 計画作成の背景と目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画期間.....	6
4. 計画作成の体制及び経緯.....	7
5. 用語の定義.....	10
第1章 宍粟市の概要.....	13
1. 自然的・地理的環境.....	13
2. 社会的環境.....	21
3. 歴史的背景.....	32
3-1. 宍粟市の変遷.....	32
3-2. 災害史.....	43
第2章 宍粟市の文化財概況.....	47
1. 指定等文化財.....	47
2. 未指定文化財.....	57
3. 関連する制度.....	62
4. 地域ごとの文化財の概況.....	64
第3章 宍粟市の歴史文化の特性.....	69
1. 歴史文化の特性.....	69
1-1. 森林から創まる.....	70
1-2. 川と道でつながる.....	71
1-3. 四方を結ぶ内陸の要地.....	72
1-4. 『播磨国風土記』の里.....	73
1-5. 鉄を出す.....	74
1-6. 暮らしを彩る祈りと祭り.....	75
第4章 文化財の保存・活用の将来像及び基本目標.....	76
1. 将来像.....	76
2. 基本目標.....	77
第5章 文化財の保存・活用のこれまでの取組.....	78
1. 文化財に関する既往の把握状況.....	78

2.	文化財の保存・活用のこれまでの取組.....	82
2-1.	保存.....	82
2-2.	活用.....	83
2-3.	自治会等での取組.....	86
3.	市民意向等.....	87
第6章	文化財の保存・活用に関する現状と課題及び方針.....	89
1.	文化財の保存・活用に関する現状と課題.....	89
2.	文化財の保存・活用に関する方針.....	96
第7章	文化財の保存・活用に関する措置.....	101
方針1	文化財を「知る」～文化財の【調査・記録】に関する措置.....	102
方針2	文化財を「保つ」～文化財の【保存・管理】に関する措置.....	103
方針3	文化財を「守る」～文化財の【防災・防犯】に関する措置.....	104
方針4	文化財を「みがく」～文化財の【活用】に関する措置.....	106
方針5	文化財を「広める」～文化財の【情報発信】に関する措置.....	107
方針6	文化財を「つなぐ」～文化財の【連携】に関する措置.....	109
方針7	文化財を「受け継ぐ」～文化財の【担い手】に関する措置.....	110
方針8	文化財を「支える」～文化財の【体制整備】に関する措置.....	112
第8章	計画の推進に向けて.....	113
1.	計画の推進体制.....	113
2.	各主体の役割及び連携体制.....	114
3.	計画の進捗管理と自己評価の方法.....	118
資料編	119

序章 計画の作成にあたって

1. 計画作成の背景と目的

宍粟市（以下、「本市」という。）は、平成 17 年（2005）4 月 1 日に旧宍粟郡の山崎町、一宮町、波賀町、千種町の 4 つの町が合併して誕生したまちで、兵庫県最高峰の氷ノ山をはじめとする山々に囲まれ、揖保川や千種川等の清流に育まれた四季折々の美しい自然景観に優れた地域です。

本市はまた、古くからの歴史をもつ地域であり、その市名は奈良時代に編さんされた『播磨国風土記』に記された「宍粟郡」に由来します。この地には先史、古代から豊かな森林・鉱物資源等の自然の恵みを求めて人々が集い、現代まで続く西播磨内陸部の文化・経済の拠点、交通の要衝として特有の歴史文化を紡いできました。

『播磨国風土記』に登場する伊和大神の神話の他、市内各地には多様な伝説・民話が伝わりとともに、社寺等の歴史的建造物、美術工芸品、伝統的な祭り、古代の遺跡や中世の城館跡等の文化財が数多く残されています。

これら地域の中で培われ、先人たちの不断の努力により守られてきた歴史文化や文化財は、そこに暮らす私たちの誇りであり、本市の魅力をあらわす唯一無二の宝として、後世に引き継ぐべき大切な財産です。

一方、本市の人口は少子高齢化等により減少が続いており、その影響は地域経済や行財政の縮小にとどまらず、コミュニティ機能の低下等、地域の活力維持に深刻な影響を与えています。このことは、文化財の保存・活用に携わる担い手と後継者の減少にもつながり、祭りや伝統行事の中止、有形文化財の滅失や散逸のおそれ等、文化財の継承に大きな課題が生じています。

このような中、本市では第 2 次総合計画で「森林から創まる地域創生」をまちづくりのテーマに掲げ、「住み続けたい、住んでみたい」まちの実現に取り組んでおり、そこで歴史文化や文化財は、人々の地域への愛着と誇りを育み、連携していくための礎として重要な役割を担うものと考えます。歴史文化、文化財を観光振興や地域活性化等に活用し、さらに、その価値を共有することで、地域社会総がかりでの文化財保護の取組を循環させていくことが必要です。

これらをふまえ、宍粟市文化財保存活用地域計画（以下、「本計画」という。）は、本市の豊かで多様な文化財を次代へと引き継ぎ、歴史文化の魅力あふれる地域づくりに活かすべく、市民及び地域、行政等の主体が一体となり、本市に関わる文化財の保存・活用を総合的、計画的に推進していくためのマスタープラン（基本計画）かつアクションプラン（行動計画）として作成しました。

2. 計画の位置付け

(1) 文化財保存活用地域計画の概要

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法（以下、「法」という。）第 183 条の 3 に基づく「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」です。

本計画は、法及び国の通知（「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の施行について（通知）」、平成 31 年（2019）3 月 29 日）、国の指針（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」、平成 31 年（2019）3 月 4 日作成、令和 7 年（2025）3 月 21 日変更）に示される、各市町村において取組む目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープラン（基本計画）かつアクションプラン（行動計画）として、法第 183 条の 3 第 2 項各号に示す事項等について定めるものです。

【文化財保護法 第 183 条の 3 第 2 項】

（文化財保存活用地域計画の認定）

文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1. 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
2. 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
3. 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
4. 計画期間
5. その他文部科学省令で定める事項

【重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令 第 60 条】

（文化財保存活用地域計画の記載事項）

法第 183 条の 3 第 2 項第 5 号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

1. 文化財保存活用地域計画の名称
2. 文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制
3. 文化財保存活用地域計画の実施に当たり法第 184 条の 2 第 1 項の規定に基づき市町村の教育委員会が行うこととする事務がある場合には、当該事務の内容
4. その他参考となるべき事項

【文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針】

地域の実情を踏まえ、必要に応じて、次に掲げる事項を記載することができる。

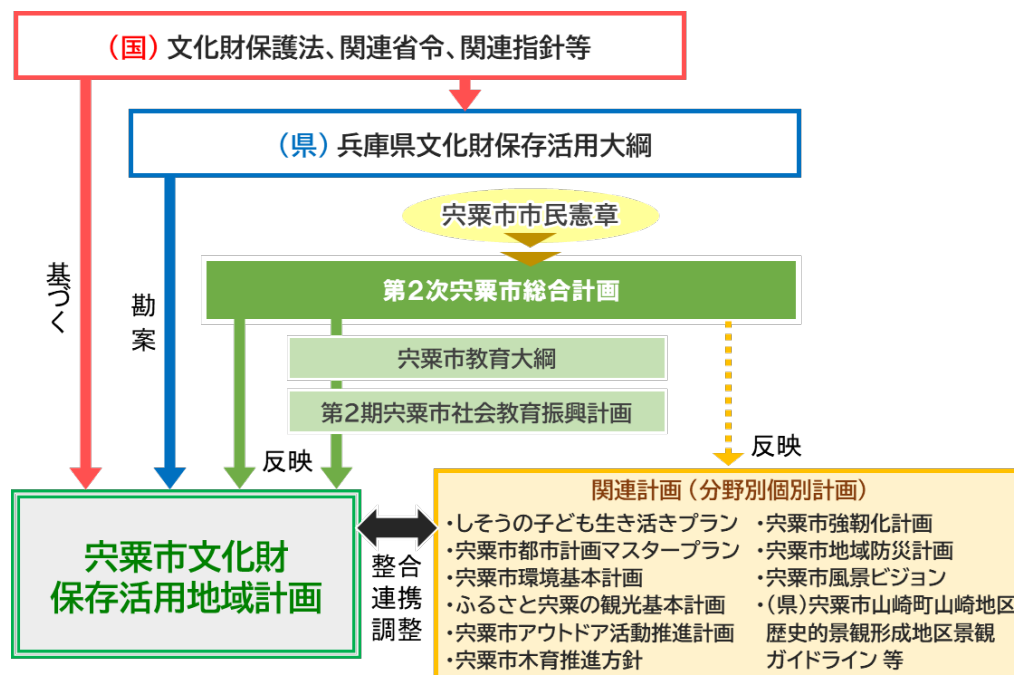
- ・ 関連文化財群
- ・ 文化財保存活用区域
- ・ 地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容

図序-1 文化財保存活用地域計画の記載事項

(2) 宍粟市文化財保存活用地域計画の位置付け

本計画は、前項に示す記載事項を網羅した上で、本市における文化財行政に係る分野別計画として、「第2次宍粟市総合計画」「宍粟市教育大綱」「第2期宍粟市社会教育振興計画」を上位計画として反映を図るとともに、「兵庫県文化財保存活用大綱」を勘案して作成しました。

あわせて、庁内の関係部署との連携を図り、関連計画（分野別個別計画）との整合、連携、調整を行いました。



図序-2 宍粟市文化財保存活用地域計画の位置付け

(3) 上位計画、関連計画等の概要

1) 文化財保存活用大綱（県）

①兵庫県文化財保存活用大綱－歴史文化遺産を未来に伝えるために－

計画期間：計画期間を定めず（令和2年(2020)3月策定）

法第183条の2第1項に基づき、兵庫県が、市町や関係機関、民間団体等とともに、国の支援を受けながら、地域の歴史文化遺産を未来へ伝えていくため、その保存と活用を推進するための指針を定めます。

保存・活用に関する基本理念として「歴史文化遺産の着実な保存、継承と活用を進め、「地域を愛する人」を増やし、「魅力あふれる兵庫」を実現する」を掲げ、その実現に向けた基本方針として(1)歴史文化遺産の確実な保存対策の実施、(2)歴史文化遺産の積極的な活用、(3)歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保、(4)歴史文化遺産を未来へ伝える仕組みの構築、(5)歴史文化遺産の魅力発信の強化を位置付けます。

2) 上位計画等

①宍粟市市民憲章
平成 21 年(2009) 3 月 1 日制定 豊かな森林(もり)と清流、そして悠久の歴史と文化のもとで発展してきたまちとして、未来に輝く宍粟市の創造に向けた 4 つの規範「守っていききたい 四季を織りなす 豊かな自然」「伝えていききたい 祖先のあしあと 先人の知恵」「大切にしたい 敬うところ 支えあいの輪」「育てていききたい 宍粟を築く かがやく笑顔」を示します。
②第 2 次宍粟市総合計画(基本構想・後期基本計画及び第 2 次宍粟市地域創生総合戦略)
計画期間：令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度 「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を将来像の理念として、宍粟市の最重要課題である人口減少対策に取り組むべく「森林(もり)から創(はじ)まる地域創生」をまちづくりのテーマに掲げた本市の最上位計画です。 文化財分野において「歴史と文化資源の保全・活用」を方針に掲げ、また観光振興として「日本酒発祥の地」「発酵のふるさと」等をキーワードに文化財や歴史を効果的に結びつけた観光資源の有効活用、魅力発信を位置付けます。
③宍粟市教育大綱
計画期間：平成 28(2016)年度～令和 8(2026)年度 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、宍粟市の教育、学術及び文化の振興に関する目標や施策の根本と方針を定めます。 本大綱及び教育・文化・子育て分野に係る個別計画により、「宍粟市に住み続けたい、住んでみたい」「宍粟で子どもを産み育て、いつまでも元気に過ごしたい」と思われるまちづくりを進めます。
④第 2 期宍粟市社会教育振興計画(前期計画)
計画期間：令和 4(2022)年度～令和 13(2031)年度 時代の変化に対応できる社会教育の推進に向けて、「人をつなぐ 地域をつなぐ 未来へつなぐ」誰もが輝き活躍する 宍粟の生涯学習」を基本理念に、宍粟市の社会教育の基本方針や基本施策を定めます。 地域の歴史や伝統文化を次世代に継承すべく、「地域の歴史・文化に関する学習や展示・講座の充実」「歴史・文化遺産の体系的な保存整理・調査研究と専門的人材の育成」「文化財の公開・活用」等を施策に位置付けます。

3) 関連計画(分野別個別計画)

①しその子ども生き生きプラン(宍粟市義務教育の振興に係る長期構想)(後期基本計画)
計画期間：令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度 宍粟市の教育振興基本計画として「夢と自信をもち 魅力あふれる宍粟の明日を担う人づくり」を基本理念に掲げ、長期の視野に立った地域総がかりによる学校教育の確立に向けた取組方針等を定めます。 基本目標の 1 つである「生涯学び続け、活躍できる力を育てる」ため、社会教育施設や地域社会とリンクした教育の推進を図ります。

②宍粟市都市計画マスタープラン

計画期間：令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、宍粟市の都市計画区域（山崎都市計画区域）における具体的な都市づくりの方針を定めます。

都市の将来像を「自然・歴史と調和した安全・安心で暮らしやすいまち」と位置付け、地域の歴史的・文化的資源について、「緑と調和した歴史文化遺産の保全・活用」「地域資源を活用した観光ネットワーク形成」「地域学習の推進」等を通じた保全と有効活用を図ります。

③宍粟市環境基本計画（第3次）

計画期間：令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

宍粟市環境基本条例に基づく「環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」として、環境の保全と創造に取り組むための指針等を定めます。

「豊かな森林を活用した環境づくり」を目標像に、基本施策の1つである「農村環境の維持と魅力の向上」に向けて、オオサンショウウオをはじめとした身近にある貴重な自然環境の保全に取り組み、生物多様性の確保を図ります。

④ふるさと宍粟の観光基本計画（第3次）

計画期間：令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

ふるさと宍粟観光条例に基づき、観光立市の実現に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定したものです。

めざす観光の将来像を、「市民が住んでよかった、観光客が訪れてよかったと感じ、宍粟市をふるさとと感じることのできる観光まちづくり」と定め、最大の観光資源である豊かな森林資源、宍粟の悠久の歴史と発酵のふるさと、日本酒発祥の地等、宍粟市特有の地域資源を活かした観光振興に取り組めます。

⑤宍粟市アウトドア活動推進計画

計画期間：令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

ふるさと宍粟の観光基本計画の下位計画として、アウトドア活動を通じた観光振興に関する実行計画として策定したものです。

自然資源を最大限に生かしたアウトドアの推進に向けて、市内5つのエリアを設定し、エリア内・エリア間の回遊性を向上させるルート設定及び家原遺跡公園等の拠点施設の活用等に取り組めます。

⑥宍粟市木育推進方針～SDGs 推進に向けた森林(もり)を活用したまちの創造～

計画期間：計画期間を定めず（令和4年（2022）9月策定）

SDGs（持続可能な開発目標）の推進に向け、宍粟市の豊富な自然資源を生かした「木育」推進に向けた今後の方向性等を示す方針として策定したものです。

施策の方向性の1つに「技術や文化を伝える」を掲げ、木材の利用技術や森林の恩恵から生まれた文化を生かし、体験・学習機会の創出や普及活動により、森林から生まれた技術や文化を次の世代に受け継ぐことに取り組めます。

⑦宍粟市強靱化計画

計画期間：令和2(2020)年度から概ね5年

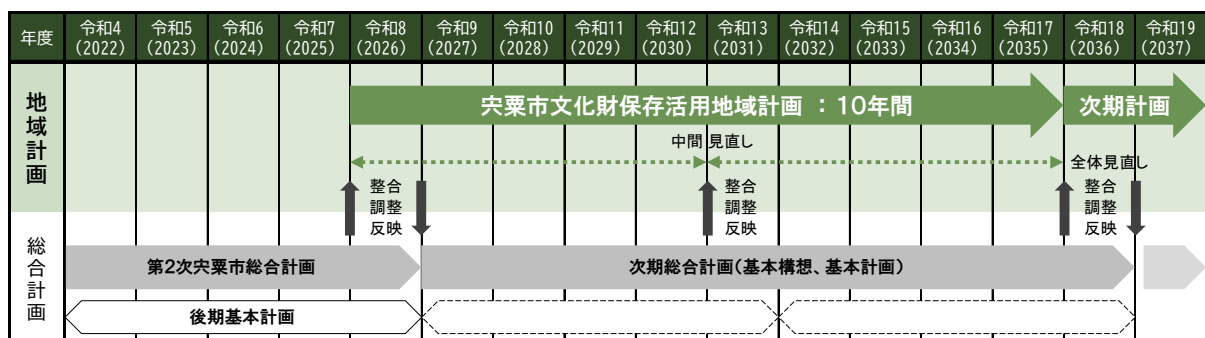
国土強靱化基本法に基づく国土強靱化計画として、今後起こりうる自然災害への事前の備えとして地域基盤と環境整備等の各種施策の指針を定めます。

文化財に関する強靱化の推進方針として、「文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等の推進」「歴史資料館の展示物や収蔵物のほか、地域の有形・無形文化財の点検、記録」「指定等文化財所有者との日常的な連絡体制の強化と未指定文化財に関する体系的な把握」を掲げます。

<p>⑧宍粟市地域防災計画</p> <p>計画期間：計画期間を定めず（平成18年(2006)11月策定、令和7年(2025)3月一部改訂）</p> <p>災害対策基本法の規定に基づく、宍粟市の防災行政に係る総合的な計画として、住民と地域、行政が「自助」「共助」「公助」の3つの力を結集して減災と災害対策に取り組むための方針及び業務等を定めます。</p> <p>風水害及び地震に係る応急復旧対策計画として、「国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、宍粟市教育委員会を經由して兵庫県教育委員会に報告する」ことを定めます。</p>
<p>⑨宍粟市風景ビジョン</p> <p>計画期間：計画期間を定めず（令和4年(2022)10月策定）</p> <p>かけがえのない市民共有の財産である風景を未来へ引き継ぎ、魅力ある風景づくりを推進するための基本的な考え方や方向性、進め方を定めます。</p> <p>「地域の個性を磨き まちがひとつになる「日本一の風景街道」をスローガンに掲げ、「歴史/文化と暮らし」の風景づくりとして、「歴史・文化的資源の活用」や「食文化でのおもてなし」を通じて、歴史や文化と地域との結びつきを再発見していきます。</p>
<p>⑩（兵庫県）宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区景観ガイドライン</p> <p>計画期間：計画期間を定めず（令和元年(2019)11月策定）</p> <p>兵庫県「景観の形成等に関する条例」に基づく宍粟市山崎町山崎地区景観形成地区及び景観形成重点区域の指定に伴い、地区の歴史的景観を保全していくための景観形成基準を定め、その基本的な考え方等について解説したものです。</p>

3. 計画期間

本計画の計画期間は、本市総合計画（計画期間10年）と連動した運用とすべく、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。計画期間の最終年には、計画の最終評価をふまえて、総合計画等との整合、調整、反映を行い、計画の更新を行います。



図序-3 計画期間

なお、計画期間内においても、社会状況等の変化や上位、関連計画との整合を図りつつ、中間その他必要に応じて見直しを行います。見直しにおいて「計画期間の変更」や「市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」が生じた場合は、文化庁と協議のうえ、法第183条の4及び文部科学省令に基づき、文化庁長官の変更の認定を受けるものとします。それ以外の軽微な変更が生じた場合には、兵庫県及び文化庁へ情報提供を行います。

4. 計画作成の体制及び経緯

(1) 作成体制

本計画の作成にあたり、本市教育委員会社会教育文化財課が事務局となり、宍粟市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下、「策定協議会」という。）を設置しました。

策定協議会は、法第 183 条の 9 に基づき、本市の文化財並びに歴史文化に精通し、文化財の保存と活用に対する知見等を有する学識経験者をはじめ、市内文化財所有者、商工・観光・まちづくり団体等の関係者、市民代表、行政職員等で構成し、本市の文化財の現状及び課題に関することや文化財の保存・活用のあり方、方針及び措置に関すること等について協議及び意見聴取を行い、計画案をまとめました。

宍粟市文化財審議委員会（以下、「審議委員会」という。）は、市内の文化財の保存及び活用に関する専門的技術事項を調査審議し、必要と認める事項を教育委員会に建議するために設置された組織であり、文化財に関する学識経験者により構成されます。法第 183 条の 3 第 3 項において、地方文化財保護審議会の意見を計画に反映させるよう定められており、本計画の検討に係る状況並びに計画案等について審議委員会へ報告・協議し、意見聴取しました。

表序-1 宍粟市文化財保存活用地域計画策定協議会委員(令和7年(2025)8月現在)

区 分	専 門	氏 名	所 属、役 職	備 考
学識経験者 関係団体 地域住民	文化財所有者代表	進 藤 智 彦	御形神社宮司	
	歴史（近世・近代）	藪 田 貫	兵庫県立歴史博物館名誉館長 関西大学名誉教授	会長
	歴史（古代・文化財 防災）	松 下 正 和	神戸大学地域連携推進本部 特命教授	
	民俗文化財	小 栗 栖 健 治	播磨学研究所所長	令和 6 年 10 月 7 日 退任
	歴史・考古	土 佐 雅 彦	元ひょうご歴史研究室 客員研究員	
	歴史（中世）	岩 井 忠 彦	宍粟市文化財審議委員会 元会長	副会長
	歴史（近世）	大 谷 司 郎	宍粟市文化財審議委員会 会長	
	建造物・まちづく り	高 橋 美 佐 子	特定非営利活動法人播磨 ヘリテージ研究所代表理事	
	住民代表	野 村 和 男	宍粟市連合自治会長	
	関係団体・商工	山 本 剛	宍粟市商工会事務局長	
	関係団体・観光	西 山 大 作	公益財団法人しろう森林王国 観光協会 常務理事	
	関係団体・ボラン ティア	坂 本 忠 彦	やまさきまち歩きガイドの会 会長	
	学校教育関係者	清 水 章 仁	中学校社会科担当教諭	

区分	専門	氏名	所属、役職	備考
行政関係	県行政	柏原正民	兵庫県教育委員会事務局 文化財課長	令和 5・6年度
		服部寛	兵庫県教育委員会事務局 文化財課長	令和7年度
	市行政	西嶋義美	宍粟市市長公室 地域創生課長	令和5年度
		久内康伸	宍粟市市長公室 地域創生課長	令和 6・7年度
		中尾善弘	宍粟市市民生活部次長 兼まちづくり推進課長	
		藤原慎一郎	宍粟市産業部 商工観光課長	

表序-2 宍粟市文化財審議委員会委員(令和5(2023)年度～令和7(2025)年度)

専門分野	氏名	備考
歴史	岩井忠彦	令和5・6年度 会長 令和7年3月31日退任
	大谷司郎	令和5・6年度 副会長 令和7年度 会長
	堂場政彦	令和7年3月31日退任
	小林由佳子	
	進藤智彦	令和7年4月1日新任
建造物	高橋美佐子	
伝統芸能	小林盛司	令和7年度 副会長
史跡	志水豊章	
	鳥居政義	
植物	鳥越茂	

任期：令和5年(2023)4月1日～令和7年(2025)3月31日
令和7年(2025)4月1日～令和9年(2027)3月31日

(2) 作成の経緯

本計画は、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度に作成しました。

策定協議会は、令和5年(2023)9月8日の第1回会議以降、計6回の会議を開催し、計画作成のための調査手法や歴史文化の特性、文化財の保存・活用にかかわる課題及び方針、措置等について協議しました。あわせて、審議委員会へ意見を聴取し、計画へ反映しました。

また、令和5(2023)年度に自治会アンケート調査、令和6(2024)年度に市民ワークショップを実施し、地域や市民からいただいた情報、意見等を計画へ反映するとともに、令和7(2025)年度にパブリックコメントを実施し、計画案に対する意見を募集しました。

このほか、文化財の保存・活用に係る事業や取組を分野横断的に推進するため、庁内の関係課との調整を図りました。また計画の作成に関して、文化庁文化資源活用課より指導、助言を得るとともに、兵庫県教育委員会事務局文化財課の助言を得ました。

表序-3 計画作成の経緯

令和5(2023)年度		
7月4日	宍粟市文化財審議委員会	計画の進捗状況報告及び意見聴取
9月8日	第1回 宍粟市文化財保存活用 地域計画策定協議会	計画作成の背景や目的 宍粟市の歴史文化及び文化財の現況等
11月～12月	自治会アンケート調査	地域に受け継がれる文化財の掘り起こし 保存・活用の課題及び意向の把握等
2月2日	文化庁協議	計画内容について指導、助言 今後の作成スケジュール等協議
2月9日	第2回 宍粟市文化財保存活用 地域計画策定協議会	アンケート調査報告(速報) 保存・活用の将来像、基本的な方向性 (計画骨子)の検討等
3月1日	宍粟市文化財審議委員会	本計画の進捗状況報告及び意見聴取
令和6(2024)年度		
4月19日	宍粟市政策会議	本計画骨子案の承認
7月5日	第3回 宍粟市文化財保存活用 地域計画策定協議会	保存・活用に関する課題・方針・措置等
7月25日	宍粟市文化財審議委員会	本計画の進捗状況報告及び意見聴取
8月26日	文化庁協議	本計画素案について指導、助言
9月25日	第4回 宍粟市文化財保存活用 地域計画策定協議会	市民ワークショップの実施報告 保存・活用の措置の検討等
10月31日	文化庁 主任調査官現地視察	市内の主な文化財及び関連施設等の確認 本計画作成等について指導、助言
11月～12月	市民ワークショップ みんなで守り活かしたい ～しそうの文化財 大発掘～	大切にしたい、受け継いでいきたい地域の 文化財の聞き取り 保存・活用の課題や取組のアイデア等につ いての意見交換 11/14 山崎町 12/10 一宮町 12/11 波賀町 11/28 千種町 ⇒延べ 35名参加
1月29日	第5回 宍粟市文化財保存活用 地域計画策定協議会	市民ワークショップの開催報告 本計画素案の検討等
3月11日	宍粟市文化財審議委員会	本計画の進捗状況報告及び意見聴取等
令和7(2025)年度		
4月24日	宍粟市文化財保存活用地域計画 策定協議会(第1回臨時)	正副会長及び選出委員による本計画素案の 内容校正
5月21日	宍粟市政策会議	本計画素案の承認
6月9日 ～7月9日	パブリックコメントの実施	本計画素案の意見聴取 ⇒意見提出件数:30件(4人) 議会から意見聴取 ⇒議員意見件数:4件
7月25日	宍粟市文化財審議委員会	本計画案についての意見聴取 本計画の認定申請についての承認
8月1日	第6回 宍粟市文化財保存活用 地域計画策定協議会	本計画最終案の検討等
8月20日	宍粟市文化財保存活用地域計画 策定協議会(第2回臨時)	正副会長及び選出委員による本計画の最終 校正

5. 用語の定義

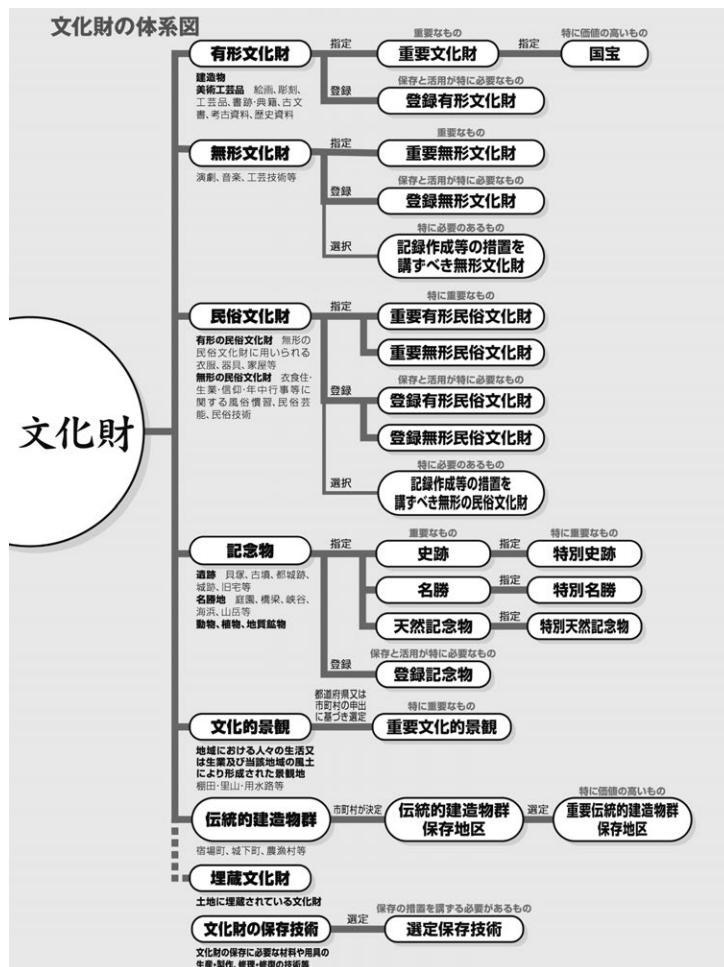
(1) 文化財

1) 法及び条例に示す文化財の定義について

法第2条において、文化財は有形文化財（建造物、美術工芸品）、無形文化財、民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）、記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型に定義されます。このうち、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて、重要なものについては指定・選定、必要のあるものについては選択、保存及び活用についての措置が特に必要とされるものについては登録を行います。また、埋蔵文化財（法第92条）及び文化財の保存技術（法第147条）についても、保護の措置を講ずるものとしています。

兵庫県は、兵庫県文化財保護条例において、種類や特性から、法に定義する有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物を文化財とします。このうち、国による保護の対象とならないものの、県にとって重要なものについて、兵庫県教育委員会が兵庫県文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて指定、登録を行います。

本市は、宍粟市文化財保護条例において、本市にとって価値ある有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物を文化財とします。このうち、国または県による保護の対象とならないものの、市にとって重要なものについて、宍粟市教育委員会が審議委員会に諮問し、その答申を受けて指定を行います。



図序-4 文化財保護法における文化財の体系(出典:文化庁)

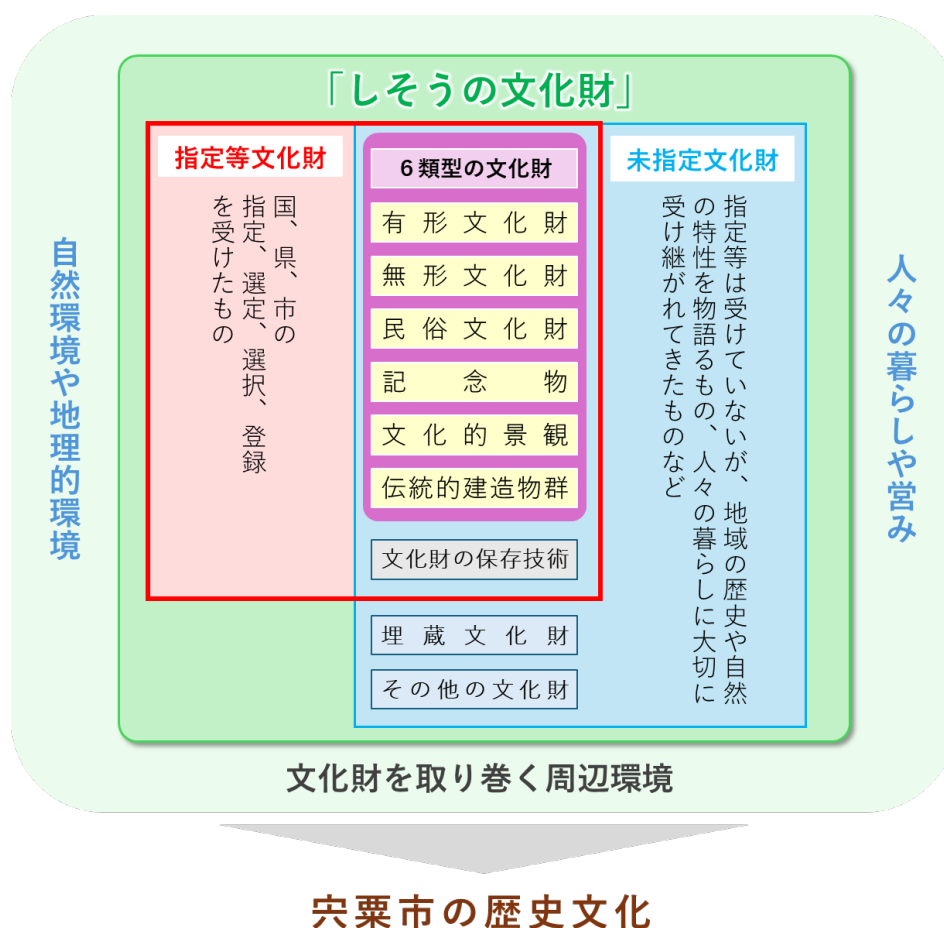
2) 本計画の対象とする文化財（「しそうの文化財」）

前項の定義をふまえ、本計画の対象とする文化財（「しそうの文化財」）を、「指定等文化財」及び「未指定文化財」とします。

「指定等文化財」は、6つの類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）に該当するもの及び文化財の保存技術について、国・県・市による指定等（指定、選定、選択、登録）の措置が施されている文化財です。

「未指定文化財」は、指定等は受けていなくとも、地域の歴史や自然の特性を物語るものや、人々の暮らしに大切に受け継がれてきたもの等であり、6つの類型及び埋蔵文化財に加えて、伝承や言い伝え、地名、方言、遊びといったその他の文化財を含みます。

これら指定等文化財及び未指定文化財のすべてが「しそうの文化財」として誇るべき文化財であり、これら文化財と周辺環境が一体となり、多様な価値観を包摂する歴史的・文化的・自然的な総体として本市の歴史文化を形作っています。

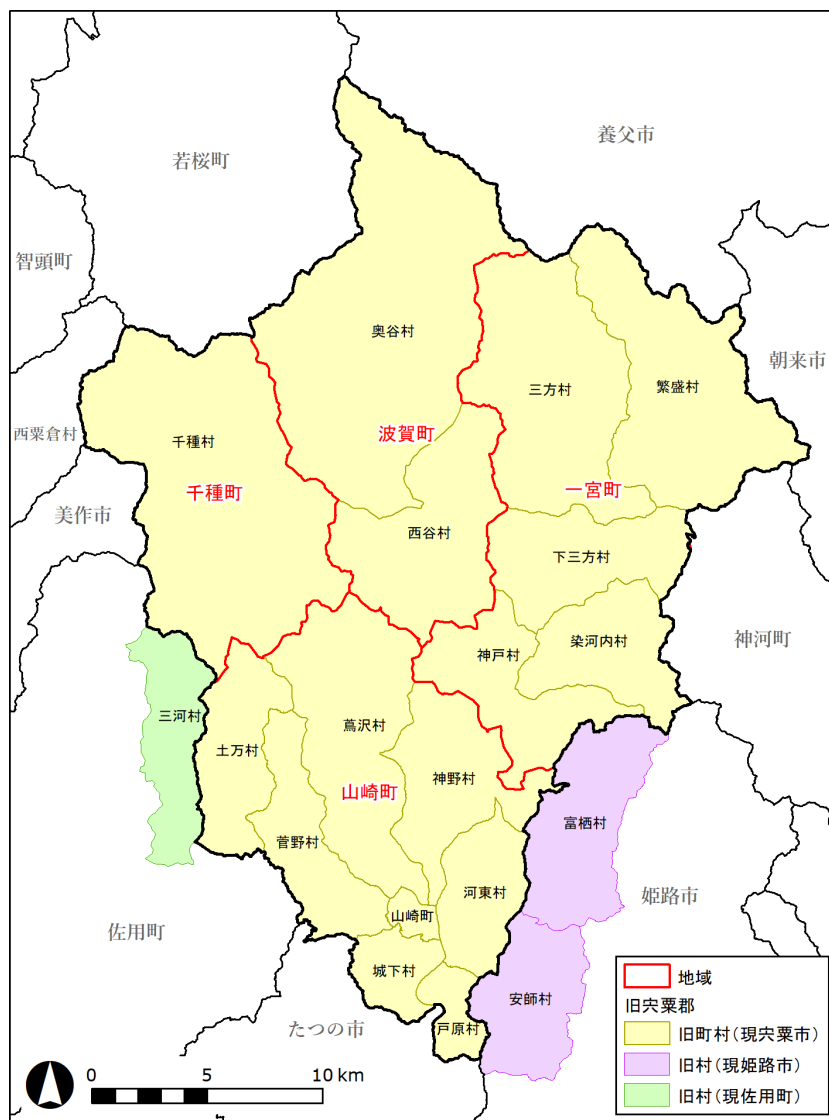


図序-5 本計画に位置付ける文化財（「しそうの文化財」）（概念図）

(2) 地域区分

本市は、古代の「宍粟郡」を由来に持ち、明治時代に編制された1町18村からなる宍粟郡（一部は市外）としての変遷を経て、平成17年（2005）4月1日に山崎町・一宮町・波賀町・千種町の4町が合併して誕生した市です。

現在も、旧4町がそれぞれの歴史的背景を大切に一体的な市域を形成している経緯を鑑み、本計画における地域区分として「山崎町」「一宮町」「波賀町」「千種町」の4地域を設定します。



図序-6 地域区分

(出典: 国土数値情報(国土交通省)[行政区域]を元に作成)